

令和3年度 第1回

地域包括支援に関する会議

## 資料 3

### 2 議事

(3) いきいき長寿プランの推進について

## 第2次北九州市いきいき長寿プラン【令和3年度～令和5年度】

【基本目標】 高齢者がいきいきと、安心して、暮らせる共生のまちづくり～人生100年時代の到来～

目標	施策の方向性	メインで議論する分野別会議名
いきいきと健康で、生涯現役で活躍できるまち	1 生きがい・社会参加・地域貢献の推進	認知症支援・介護予防・活躍推進
	2 主体的な健康づくり・介護予防の促進	認知症支援・介護予防・活躍推進
高齢者と家族、地域がつながり、支え合うまち	1 見守り合い・支え合いの地域づくり	地域包括
	2 総合的な認知症対策の推進	認知症支援・介護予防・活躍推進
	3 家族介護者への支援	地域包括 認知症支援・介護予防・活躍推進
住みたい場所で安心して暮らせるまち	1 地域支援体制（医療・介護の連携等）の強化	地域包括
	2 介護サービス等の充実	介護保険
	3 権利擁護・虐待防止の充実・強化	地域包括
	4 安心して生活できる環境づくり	共通

第2次北九州市いきいき長寿プラン事業調書一覧

取組み名	R3年度以降における事業の方向性	概要	成果指標 (上段)指標名・指標数値 (下段)指標設定の考え方	取組結果 (令和2年度末時点での実績)	今後の方向性・課題など
<b>②高齢者と家族、地域がつながり、支え合うまち</b>					
1 見守り合い・支え合いの地域づくり					
59	地域交流や居場所づくりの推進	拡大	地域の見守り体制を拡充するため、いのちをつなぐネットワーク推進会議に「(仮称)地域交流・居場所部会」を設置し、地域交流の場や居場所づくりを推進します。	いのちをつなぐネットワーク推進会議に「(仮称)地域交流・居場所部会」を設置 -	本プラン新規掲載事業のため実績なし。 令和3年度中の設置を目指す。
60	生活援助員の派遣	現状維持	ふれあいむら市営住宅及び市が生活援助員派遣団として指定した旧高齢者向け優良賃貸住宅に、高齢者の安否確認や生活相談などを行う、生活援助員を派遣し、高齢者の安心を確保します。	未設定 安心安全を確保するための事業であり、定量効果や定性効果を求めるものではない	戸数 362戸(障害者分10戸含む) 令和5年度入居開始を目標に(仮称)ふれあいむら小倉の整備計画があり、生活援助員を派遣する住居が増加する見込み。
61	あんしん通報システムの設置	現状維持	在宅高齢者や重度障害がある人等の家に火災センサーやペンダント型発信機を付加した緊急通報装置を設置し、緊急事態が生じた際、消防隊や救急隊が迅速な対応を行います。また通報装置を介して健康や生活等日常のあらゆる相談を受けるなど、高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援します。	未設定 安心安全を確保するための事業であり、定量効果や定性効果を求めるものではない	稼働数 2,729台(障害者分27台含む) 必要とする高齢者等が利用できるよう、広報活動を実施する。 令和4年度から新たな債務負担期間となるため、業者選定や、自己負担額決定の検討が必要となっている。
62	住民主体による居場所づくり	現状維持	社会福祉協議会が実施してきたサロンに加え、新たにNPOやボランティア団体等が行う、地域交流の「居場所」づくりを助成対象とし、住民主体による生きがい・健康づくりにつながる居場所づくりを推進します。	サロン助成団体数(校(地)区社協、NPO団体等) ・月4回以上 70箇所 ・月2回以上 120箇所 ・月1回以上 320箇所 校(地)区社協実施のサロンだけでなく、市内で実施しているサロンにも助成することにより、身近なサロンを増やしていくことで、居場所づくりの推進につながるため。	R2年度 サロン助成団体数 ・月4回以上 115箇所 ・月2回以上 68箇所 ・月1回以上 119箇所 ・校(地)区社協実施のサロンだけでなく、市内で実施しているサロンにも助成することにより、家から歩いていけるような身近なサロンを増やしていく。 ・介護予防・体力の保持増進の場として活動内容の充実を図るとともに、ひとつのサロンあたりの活動回数を増やしていく。
63	いのちをつなぐネットワークの推進	現状維持	地域におけるネットワークや見守りの仕組みを結びつけ、網の目を細かくしていくことで、支援が必要な市民を1人でも多く救えるよう、地域や民間企業・団体及び行政の力を結集して、地域福祉ネットワークの充実・強化を図ります。	地域会合等への参加(回数) 令和元年度:1,530回 → 令和5年度:現状維持 地域で福祉活動を行っている民生委員や福祉協力員などの会合に参加し、意見交換や情報収集及び情報提供を行うことにより、地域福祉ネットワークの充実・強化が図れるため、地域会合等への参加(回数)を成果指標とするもの。	地域会合等への参加(回数) 令和2年度 904回 新型コロナウイルス感染症の影響で、地域会合等への参加(回数)は令和元年度の1,530回から減少したが、民生委員や福祉協力員などとの協力関係を引き続き継続できている。 今後は、さらに地域における自助・共助の取組を支援・啓発していくことが重要になってきます。 そのために、民間団体・機関と行政の連携機能の再構築と、市役所内部の連携機能の強化を目指していきます。
64	民生委員の活動支援	現状維持	民生委員は、地域において、高齢者への声かけや見守りなど、地域福祉活動における中心的な役割を担っています。少子高齢化の進行や、単身世帯の増加等の社会情勢の変化により、支援が必要な人が増加しており、民生委員への期待と負担が増加しています。今後活動しやすい環境づくりを目指し、支援の充実を図ります。	未設定 民生委員・児童委員は、地域において援助の必要な方々の見守りを行っている。必要に応じて相談などの活動を行うため、目標値等の設定はできない。	新型コロナウイルス感染症の影響で、市民から民生委員への相談・支援件数は減少しているものの、民生委員充足率(定数に占める委嘱数)は高く維持できており、民生委員の活動支援の成果がでている。 今後も地域福祉の充実を図るため、引き続き民生委員・児童委員の活動しやすい環境づくりに取り組めます。
65	市営住宅のふれあい巡回員の配置	拡大	市営住宅に居住する高齢者が安心して住めるように、「ふれあい巡回員」が市営住宅を巡回し必要な住宅管理業務を行いながら、市営住宅に住む65歳以上の単身者を訪問し、抱えている悩みなどの相談先を助言します。	未設定 ふれあい巡回員が相談業務や入居諸手続きの補助、指導業務にあたることで、単身高齢者が市営住宅において安心して暮らせる環境となることで、成果であり、目標や実績を数値で示すことは困難なため。	ふれあい巡回員が、市営住宅に住む一人暮らしの65歳以上の高齢者を訪問し、必要な情報提供や抱えている悩みなどの相談先を助言するなどの活動を行った。対象者は毎年増加しているが、限られた人員体制の中でメリハリをつけながら、訪問及び相談業務を行うことができた。 ふれあい巡回員の活動については、増加する単身高齢者に対するきめ細かい見守りを実施できるよう、対象人員の増加状況を踏まえて、ふれあい巡回員の増員を検討する。
66	高齢者の生活支援体制の整備	拡大	住民主体の高齢者支援体制を構築するため、協議体(校区の作戦会議)を支援する地域支援コーディネーターの配置に加え、新たに市民センターを拠点としたボランティア活動を支援します。	新たに生活支援の取り組みを始める、または強化するために支援した校(地)区数 ⇒ 前年度比増(参考:R1年度 51回) 住民主体の高齢者支援体制を構築するために、コーディネーターが支援した校(地)区数を指標とするもの。	新たに生活支援の取り組みを始める、または強化するために支援した校(地)区数 R2年度実績:61 校(地)区社会福祉協議会を中心として、地域住民団体、社会福祉事業者、NPO、企業等、多様な主体が協働し、新たな支援の仕組みやサービスを検討・実施する「作戦会議」の運営校区数の増加を図る。
67	まちづくり協議会や自治会等を中心とした住民主体の地域づくり	現状維持	まちづくり協議会をはじめとしたさまざまな地域団体とともに、地域の住民がお互いに支え合いながら、安全安心で、明るく住みよいまちづくりを行うため、住民主体の地域づくりを促進します。	未設定 当該事業を構成する予算事務事業には、申請に基づいて助成する事業が多いため、指標および目標値は設定できない。	【令和2年度実績】 地域総括補助金を導入したまちづくり協議会数:134団体 【令和2年度実績】 地域づくり活動への参加者の割合:33.9%
68	いきいき安心訪問	現状維持	介護職員初任者研修を修了した消防団員が中心となり、一人暮らし高齢者世帯等を訪問し、防火・防災や家庭内での事故防止の指導、簡単な身の回りのお世話をを行うとともに、福祉に関する相談を関係機関につなぐなど、高齢者の安全・安心の向上を図ります。	高齢者訪問世帯数の維持 消防団員が2人1組で訪問するため、団員数の変動により、訪問世帯数が変わってくる。そのため、具体的な目標数値は出せないが、おおそ2,400世帯程度を見込んでいる。	令和2年度訪問世帯数:0世帯 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、事業開始を見合わせている。

第2次北九州市いきいき長寿プラン事業調書一覧

取組み名	R3年度以降における事業の方向性	概要	成果指標 (上段)指標名・指標数値 (下段)指標設定の考え方	取組結果 (令和2年度末時点での実績)	今後の方向性・課題など
3 家族介護者への支援					
89 アウトリーチ型支援の拡充	拡大	「ダブルケア」「ヤングケアラー」「8050問題」等の高齢者の介護だけに留まらない複合的で多様化する問題の解決に向けて、地域包括支援センターの職員のみならず、子ども家庭相談コーナーや高齢者・障害者相談コーナーの職員及びスクールソーシャルワーカー等との連携を図るとともに、高齢者いきいき相談(巡回相談)・まちかど介護相談室等に寄せられた相談に対しても必要に応じて訪問する等、アウトリーチ型支援を充実させます。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、ICTを活用した効率的・効果的なアウトリーチ体制を支援します。	訪問相談件数 令和元年度:51,283件 → 令和5年度:基準値より増加  訪問相談がアウトリーチ型支援の核となるため。	訪問相談件数 令和2年度 42,950件	・複合的、多様化する問題の解決に向けた関係機関との連携強化 ・新型コロナウイルス感染拡大を踏まえたICTの活用
90 自殺予防こころの相談電話の設置	現状維持	悩みのある市民に対し、敷居が低く、わかりやすく、アクセスしやすい相談窓口として、専用回線の電話相談に臨床心理士等が応じます。必要に応じて、地域資源などの情報提供も行います。	相談件数 令和元年度:2,847件 → 令和5年度:基準値より増加  市民にとって、わかりやすく、アクセスしやすい相談窓口があることの意義は大きく、専用回線への相談件数を活動指標とします。	令和2年度の相談件数は3,334件であり、当初計画策定時である平成28年度に比べ約1.6倍となっている。相談への対応としては、その多くが傾聴を中心としたものになっている。	1回線に対応できる量の限界に到達することも予想されることから、人材と質の確保及び効果的な広報について検討し、新型コロナウイルス感染症の拡大といった社会的な影響をふまえるなど、より適切な対応につとめてまいります。
91 介護教室の開催	現状維持	市民や専門職を対象に、実践的な介護・介助方法や介護の心得などについて介護福祉士、理学療法士、作業療法士などが指導します。	未設定  回数や参加人数だけで成果を測るものではないため、目標値等の設定はできない	介護や福祉用具に関する基礎講座:12回(137人) 介護福祉用具に関する啓発講座:31回(170人) 自助具制作の体験講座:7回(40人) 福祉用具の活用を学ぶ実技研修:14回(65人)	引き続き、市民や専門職のニーズ等に応じた講座を実施していくとともに、新型コロナウイルス対策として、現在はオンラインを活用した福祉用具及び介護技術の普及にも取り組んでいく。
92 高齢者の排泄相談等の実施	現状維持	尿もれや頻尿など、排泄に関して悩みのある高齢者やその家族、あるいはかかりつけ医やケアマネジャーなどが気兼ねなく相談できるように、排泄ケアの専門相談窓口として、「電話相談」と「相談会」を行います。また、高齢者の排泄ケアに関する知識の普及・啓発のため、研修会などを開催します。	相談件数 (R元)241件→(R5)基準値より増  高齢者が排泄障害による要介護状態になることを防ぐには、高齢者が排泄に関して気軽に相談できる体制の整備が有効であるため。	相談件数 253件 研修参加者数 36名 (令和2年度)	排泄に関する悩みや相談は、医療や福祉・介護の相談窓口が曖昧であり、一つの相談事業として継続する必要がある。
93 企業等を対象にした介護への理解促進	現状維持	企業等の事業者に対して、仕事と介護等との両立への一層の理解を働きかけていくため、企業等への出前セミナーやアドバイザー派遣等を通じて現役世代への情報発信や社員等の介護への理解の促進を図ります。	出前セミナー数・派遣数(合計) 令和元年度:37回 → 令和5年度:基準値を維持  企業に対する支援を毎年継続的に実施する必要があるため	令和2年度 出前セミナー数・派遣数(合計):19回	より多くの企業に支援が行き渡るよう、広報に力を入れるとともに、コロナ禍のような有事にも切れ目のない支援を継続できるよう、実施方法などについて柔軟に対応する必要がある。市内企業等の意見を踏まえながら、効果的な広報・実施方法について検討し、改善を図る。
94 男性向け介護講座の開催	現状維持	男性を対象に、介護に関する基礎知識を習得し、同じ悩みを抱える仲間とのネットワークづくりをサポートすることを目的として講座を開催します。	受講者アンケートの満足度 令和元年度実績100%→毎年度90%以上を維持  受講者に講座内容について満足してもらうことで、家族介護者への支援を目指すため。達成可能な目標とし、満足度向上に向け検討していく。	受講者アンケートの満足度 91.7%(未回答除く)	コロナ禍であり、定員を減らしての募集(18人→15人)としたところ、14名と多くの参加をいただいた。介護は大きな社会問題となっている背景もあり、例年と同様非常に高い評価を受けている。今後も引き続き事業を継続していきたい。

第2次北九州市いきいき長寿プラン事業調書一覧

取組み名	R3年度以降における事業の方向性	概要	成果指標 (上段)指標名・指標数値 (下段)指標設定の考え方	取組結果 (令和2年度末時点での実績)	今後の方向性・課題など
<b>③住みたい場所で安心して暮らせるまち</b>					
1 地域支援体制(医療・介護の連携等)の強化					
95 相談体制の充実	拡大	土・日も開設し、働く世代なども相談しやすい、地域の身近な相談窓口である「まちかど介護相談室」をはじめとして、新たな相談窓口を開拓します。例えば、地域包括支援センターの職員が、認知症カフェや高齢者サロン等の高齢者の通いの場へ向かい「高齢者いきいき相談(巡回相談)」を実施し、相談する機会を増やします。さらに、区役所内の相談窓口が連携し、包括的な支援体制の構築を進めます。	【地域包括支援センター相談件数】 令和元年度:206,500件 ⇒ 令和5年度:218,000件 地域包括支援センターの機能充実や相談窓口の強化にあたり、相談件数を評価数値のひとつとしてその効果を測るもの。	【地域包括支援センター相談件数】 令和2年度 220,072件	・相談機会の増加 ・区役所内の相談窓口の連携促進
96 地域ケア会議の充実	現状維持	近年の災害の発生状況や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大をふまえて、ICTの活用やリモートによる地域ケア会議の開催について検討を進めます。	リモート開催が可能な環境の整備状況 R5年度までに全地域包括支援センターで整備 地域ケア個別会議を開催できるよう環境を整備することで、充実を図るため。	本プラン新規掲載事業のため実績なし。	新型コロナウイルス感染症拡大時においても、地域包括ケアシステム構築に向け、地域ケア個別会議が開催できるよう、環境を整備する。
97 高齢者の住宅相談の実施	現状維持	各区役所において、介護を必要とする高齢者の住まいの改良に関する一般的な相談や、高齢者仕様の住宅建築などに関する専門的な相談に応じ、これらの方々の在宅生活を支援します。	相談件数 令和元年度:131件 → 令和5年度:144件 専門知識をもった相談員による相談が介護を必要とする世帯の在宅生活を支援することに繋がるため。	相談件数(高齢者) 124件(R2)	バリアフリー住宅の増加、施設サービスの充実により相談件数が減少しているが、介護を必要とする高齢者の在宅生活を支援するため、市政だより(区版)へ掲載し広報しながら事業を引き続き継続する。また、令和3年度から住宅計画課の予算で住宅相談についての広報チラシ・ポスターを作成し区役所等で配布・掲載予定。
98 地域包括支援センター運営事業	現状維持	誰もが住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、保健・医療・福祉・介護の幅広い相談に対応する総合相談窓口として、地域包括ケアシステム構築の推進を図ります。また、利用者がいつでも気軽に相談しやすい場所として、利便性を考慮した窓口機能(まちかど介護相談室等)を強化し、緊急時に対応するために「24時間365日緊急対応事業」を行います。「ダブルケア」等に見る多様化するニーズや、「虐待」「認知症」等権利擁護に関する複雑・困難な課題も、民間企業やNPO、専門職や地域ボランティア等と連携しながら、適切なアセスメント、継続的・包括的なケアマネジメントを実施します。一方、これらにより構築されるネットワークを効果的に活用し、高齢者をとりまく地域課題の解決や、自立支援・介護予防の普及啓発に努めます。	【地域包括支援センターの認知度】 R1: 41.8% → R5: 基準値より増加 【地域包括支援センター相談件数】 令和元年度:206,500件 ⇒ 令和5年度:218,000件 地域包括支援センターの機能充実や相談窓口の強化にあたり、地域包括支援センターの認知度、相談件数を評価数値のひとつとしてその効果を測るもの。	【地域における啓発活動】 2年度:32,601人 【地域包括支援センター相談件数】 2年度:220,061人	複雑化・長期化する支援へ対応するために、職員のスキルアップのための研修等及び地域ケア会議の充実・強化を進める。また、平成30年12月から始まった「まちかど介護相談室」を活用し、課題の早期発見に努めるとともに、高齢者だけではなく幅広い年代に地域包括支援センターのPRを行う。
99 地域ケア会議の開催		地域包括ケアシステムの構築に向けて、包括的・継続的ケアマネジメント業務に効果的に取り組めるよう、介護支援専門員、保健・医療・福祉・介護に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体により構成される「地域ケア会議」の開催を推進します。	地域ケア個別会議 ・開催回数 令和元年度:318回 ⇒ 令和5年度:350回 ・居宅介護支援事業所の事例 令和元年度:94件 ⇒ 令和5年度:105件 地域包括ケアシステム構築に向けて、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所の介護支援専門員の資質向上を目的の一つとする地域ケア個別会議の開催状況を指標とするもの。	令和2年度 地域ケア個別会議 (1)開催回数 407回(R元年度:318回) (2)居宅介護支援事業所の事例 155事例(R元年度:94事例)	令和元年度9月から地域ケア個別会議を月1回(それまで2ヶ月1回)に開催頻度を増やした。今後、居宅介護支援事業所に地域ケア個別会議の周知をし、事例数を増やしていく。新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、書面開催や感染予防対策を講じながら実施した。
100 出張所での保健福祉業務の対応	現状維持	市民サービスの向上を図るため、大里、曾根、島郷、折尾、上津役、八幡南出張所の保健福祉相談窓口において、高齢者福祉、福祉医療、障害者福祉などに関する相談対応や申請書の受付を行います。	各出張所の保健福祉相談窓口における相談件数 R1年度:33,783件 → R5年度:34,800件 各出張所における市民サービスが向上したかを計るため、保健福祉相談窓口における相談件数を指標とするもの。	各出張所の保健福祉相談窓口における相談件数 令和2年度実績 30,403件	令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、相談数が減少したものの、依然として一定数を維持しており、今後も現状の体制維持が望ましいと考えている。
101 地域リハビリテーション支援拠点の設置	現状維持	高齢者やその家族のニーズに応じた質の高い相談支援ができるよう、地域リハビリテーション支援拠点を設置し、医療機関及び介護サービス事業所等の協力を得て、リハビリテーションに関する相談支援や支援者の育成・活用等に取り組むとともに、リハビリテーション関係者の連携強化を図ることで、本人・家族を中心とした重層的な支援の輪を広げていきます。	リハビリテーションに関する相談件数 令和5年度:650件 支援拠点が地域のリハビリ関係者に周知・定着している目安として相談件数を指標に設定	令和2年度 相談件数:399件 同行訪問件数:268件	令和3年4月に地域リハビリテーション支援センター(支援拠点)を設置し、事業に協力する機関を増やしていく取組みを進める。
102 とびうめ@きたきゅうの推進	拡大	登録した市民の医療・介護・健診等の情報が事業に協力する医療機関で共有される「とびうめ@きたきゅう」を地域包括支援センター等の庁内の関係部署が閲覧できるように環境を整備することにより、市民サービスの向上や業務の効率化を図ります。	未設定 「とびうめ@きたきゅう」について活用が見込める部署ごとに業務内容や取組状況が異なるため、成果指標は設定できない。	・全区の地域包括支援センターに「とびうめ@きたきゅう」閲覧用端末を配置した。	「とびうめ@きたきゅう」の活用が見込める部署について、市民サービスの向上や業務の効率化を踏まえた上で、業務内での活用方法や閲覧用端末の設置について協議、検討していく。
103 リハビリテーションに関する情報発信およびネットワークの構築	現状維持	高齢者や障害のある人等が、住み慣れた地域で、安全にいきいきとした生活を送ることができるよう、保健・医療・福祉・介護の関係者が多職種間における連携の仕方や支援技術が学べる研修会等の実施および関係者による区単位でのネットワークの構築に取り組めます。	【リハビリテーション関係者によるネットワークの構築】 令和元年度 市内4区で設置 → 令和5年度 市内7区で設置 地域リハビリテーションの推進に向けて、市内全域でのネットワーク構築を進める必要がある	市内4カ所(若松区・八幡東区・八幡西区・戸畑区)で、区リハビリテーション連絡協議会を設置・運営した。	リハビリテーション関係者によるネットワーク(リハビリテーション連絡協議会)構築を全市的に進めていく。
104 保健・医療・福祉・地域等の関係者の連携による地域福祉の推進	現状維持	子どもから高齢者まですべての人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、地域住民をはじめ、地域団体、保健・医療・福祉団体、民間事業者、行政などの関係機関が相互に連携・協働して、支援の必要な人を、地域で支えていく取組みの検討を通して、地域福祉の推進を図ります。	未設定 保健・医療・福祉・地域連携システムの推進については、各区への補助金の交付であり、地域(各区)ごとに取り組む状況が異なるため、成果指標は設定できない。	補助金の申請に基づき適正に実施した。	新型コロナウイルス感染症の影響により、講演会や区民の集いなどのイベントの開催が困難となっている。Withコロナの状況でできることを検討していきたい。

第2次北九州市いきいき長寿プラン事業調書一覧

取組み名	R3年度以降における事業の方向性	概要	成果指標 (上段)指標名・指標数値 (下段)指標設定の考え方	取組結果 (令和2年度末時点での実績)	今後の方向性・課題など
105 北九州医療・介護連携プロジェクトの推進	拡大	<p>病気や要介護状態となっても、住み慣れた地域で療養しながら安心して暮らしていることができるよう、市内5か所の在宅医療・介護連携支援センターで医療・介護関係者からの在宅医療に関する専門相談への対応や、各種研修会等を実施し、多職種・多機関連携の促進を図るとともに、在宅医療の提供等に関する施設の情報公開や様々な手法・機会を活用した普及啓発に取り組みます。また、多職種・多機関連携の更なる強化を目的に、市全体で取り組む課題や共通のルール等を検討し、それらを広く普及させるための基盤となる、北九州医療・介護連携プロジェクト会議において作成した「とびうめ@きたきゅう」を中核としたプロジェクトの普及・利用促進に努め、在宅医療と介護が切れ目なく提供される環境づくりを進めます。</p>	<p>「とびうめ@きたきゅう」登録者数 11,517名(R2.8.31時点)→ 令和5年度:30,000名</p> <p>多職種・多機関連携の起点となる情報共有システム(「とびうめ@きたきゅう」)の登録者数であるため、指標として適切である。</p>	<p>・在宅医療のコーディネート拠点である「在宅医療・介護連携支援センター」を市内5か所に設置し、医療・介護関係者からの専門相談に対応した。(R2年度:相談件数約450件) ・市内の病院、診療所、訪問看護事業所、薬局、歯科診療所の在宅医療に関する取組や体制状況などの情報を検索・閲覧できる「きたきゅう在宅医療情報ナビ」を公開した。 ・市内の医療・介護の専門職などで構成する「北九州医療・介護連携プロジェクト会議」にて、医療・介護関係者の連携ルールや患者・利用者の情報共有ツールである「とびうめ@きたきゅう」の普及啓発について検討し、令和元年11月からの八幡地区でのモデル実施を経て、令和2年6月から全市展開を開始した。 ・医療・介護事業所の連携ルールの普及や「とびうめ@きたきゅう」の利用状況について、医療機関や居宅介護支援事業所を対象に調査を行った。(R2.12月) ・「とびうめ@きたきゅう」の登録者数が19,228名となった。(R3.3.31時点) ・医療・介護事業所向けに「北九州医療・介護連携プロジェクト」広報用リーフレットを作成した。(R3.3月) ・地域の医療・介護事業所に対し、在宅医療に関するテーマで研修会やグループワークを開催した。(R2年度:6回開催、延べ約800名参加) ・市民センターなどで地域住民を対象に、かかりつけ医や在宅医療の普及啓発を目的とした講演会を開催した。(R2年度:30回開催)</p>	<p>・「北九州医療・介護連携プロジェクト会議」を中心に、医療・介護事業所間での連携ルールや情報共有ツールの整備と定着に取り組む。 ・作成したリーフレットなどを活用し、医療・介護事業所に対して「北九州医療・介護連携プロジェクト」の取組について周知を図る。 ・市民への啓発講演などを継続して行い、医療・介護についての知識や「とびうめ@きたきゅう」などの医療・介護連携の取組について周知を図る。</p>
106 かかりつけ医の普及啓発	現状維持	<p>身近な地域で、日常的な診療、健康相談や保健指導等を行うとともに、必要に応じて、適切な医療機関や専門医を紹介してくれる「かかりつけ医」について、市民に分かりやすく普及啓発を図ります。</p>	<p>高齢者等実態調査における「かかりつけ医」を決めている人の割合 一般:86.2%、在宅:95.4%、若年:37.4%(令和元年度時点) 一般:87%、在宅:96%、若年:39%(令和5年度目標)</p> <p>「かかりつけ医」を決めている人の割合は、かかりつけ医の普及・啓発の指標として適切であると考えられるため。</p>	<p>・地域の医療・介護専門職に対して、在宅医療・介護に関するテーマで研修会やグループワークを開催した。(R2年度:6回開催、延べ約800名参加) ・市民センターなどで地域住民を対象にかかりつけ医や在宅医療の普及啓発を目的とした講演会を開催した。(R2年度:30回開催)</p>	<p>今後も医師会などの関係団体と協力しながら、かかりつけ医を中心とした多職種・多機関連携の推進に取り組むとともに、「きたきゅう在宅医療情報ナビ」などを活用しながら市民に対し必要な情報提供を行っていく。</p>
107 かかりつけ歯科医の普及啓発	現状維持	<p>身近な地域で、日常的な診療、健康相談や保健指導等を行うとともに、必要に応じて、適切な医療機関や専門医を紹介してくれる「かかりつけ歯科医」について、市民に分かりやすく普及啓発を図ります。</p>	<p>かかりつけ歯科医を決めている人の割合(対象:一般高齢者) R1:79.6% → R5:80%</p> <p>前計画において目標を達成していないため、前回と同じ80%を目標として設定。</p>	<p>歯周病検診受診促進モデル事業により、自己負担金を500円へ減額。検診受診率の向上を図り、受診の機会をきっかけとしてかかりつけ歯科医をもつことの意識づけにつなげた。</p>	<p>これまでの実施事業の内容や成果について検証を行いながら、引き続き、普及啓発に取り組んでいきたい</p>
108 かかりつけ薬剤師等啓発事業	現状維持	<p>市民を対象に、かかりつけ薬局や薬剤師をもつことのメリットや医薬分業、医薬品や健康食品の適正使用、ジェネリック医薬品などについて周知するため、「くすりのセミナー」を実施します。</p>	<p>くすりのセミナー実施回数 令和元年度:12回 → 令和5年度:12回</p> <p>市民に対して、かかりつけ薬局や薬剤師の必要性等について、直接啓発を行った回数を成果の指標とする。</p>	<p>・令和2年度 新型コロナウイルス感染症の影響により未実施</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の状況をみて、「くすりのセミナー」を実施し、啓発を行う。 今後、感染対策を考慮した啓発方法の検討も必要と考える。</p>

第2次北九州市いきいき長寿プラン事業調書一覧

取組み名	R3年度以降における事業の方向性	概要	成果指標 (上段)指標名・指標数値 (下段)指標設定の考え方	取組結果 (令和2年度末時点での実績)	今後の方向性・課題など
3 権利擁護・虐待防止の充実・強化					
146 成年後見制度の中核機関の機能拡大による利用促進	現状維持	適切な成年後見人等の選任(受任調整)や後見人等選任後の状況に応じた必要な見直し(モニタリング)など、成年後見制度の利用を必要とする対象者が、より本人にふさわしい形で制度を利用できるよう、関係機関と協議、検討を進めます。	後見人等支援・相談件数 R1 36件(ただし半年分数) ⇒ R5 80件 後見人等の相談に応じることが、成年後見制度の利用促進につながるため	相談件数 64件(R2)	認知症高齢者の権利擁護を図るため、引き続き事業を実施し、後見人等の相談に応じ、成年後見制度の利用促進を図ります。
147 成年後見制度の利用相談や啓発の実施	現状維持	成年後見制度の利用が必要な対象者(認知症高齢者等で判断能力が十分でない人)のより一層の制度利用を促進するため、制度の利用に係る相談や啓発を行います。	成年後見制度相談件数 R1 461件 ⇒ R5 480件 成年後見制度利用支援(相談)を行うことが、判断能力が不十分な高齢者等の権利擁護につながるため	成年後見制度相談件数 550件	認知症高齢者の権利擁護を図るため、成年後見制度利用支援(相談)を行い、判断能力が不十分な高齢者等の権利擁護を図ります。
148 成年後見制度の申立て費用等の助成	現状維持	成年後見制度の利用が特に必要であると認められ、本人や2親等以内の親族等からの家庭裁判所への成年後見等の申立てが困難な場合に、市長が法定後見の申立てを行うとともに、生活保護受給者などの場合は、その申立て費用や後見人報酬を助成します。	未設定 数値目標を設定できる性質のものではないため。	適正に実施	認知症高齢者の権利擁護を図るため、成年後見制度利用支援(相談)を行い、判断能力が不十分な高齢者等の権利擁護を図ります。
149 成年後見制度利用促進中核機関の運営	現状維持	成年後見制度の利用を促進するため、広報や相談対応を行うとともに、成年後見制度に関わる各種個人・団体の情報を集積し、相互の連携(地域連携ネットワーク)の強化を図る、司令塔的な機能を担う成年後見制度利用促進中核機関を運営します。	後見人等支援・相談件数 R1 36件(ただし半年分数) ⇒ R5 80件 後見人等の相談に応じることが、成年後見制度の利用促進につながるため	相談件数 64件(R2)	認知症高齢者の権利擁護を図るため、引き続き事業を実施する。
150 あんしん法律相談事業	現状維持	高齢者又はその家族などを対象に、「借地・借家」「相続」「金銭管理」「近隣とのトラブル」など民事・刑事上の法律に関わる問題について、福岡県弁護士会北九州部会の協力を得て、各区役所において無料で法律相談を実施します。	相談件数 R1 119人 ⇒ R5 135人 高齢者の法律相談を受ける場の確保が高齢者の安心の確保につながるため	相談件数 122回(R2) 毎月、市政だよりを活用し、事業実施について市民周知を図った。	高齢者の安心を図るため、引き続き事業を実施する。
151 金銭管理や財産保管サービス等の提供	現状維持	判断能力が衰えてきた高齢者などに対し、福祉サービスの手続きや日常生活に必要な金銭管理サービス、財産管理サービスを提供する「権利擁護・市民後見センター「らいと」」の事業を支援します。	未設定 北九州市社会福祉協議会が実施主体の事業に対する事業費補助のため	適正に実施	認知症高齢者の権利擁護を図るため、引き続き事業を実施する。
152 成年後見制度における市民後見人の育成	現状維持	「市民後見人」を育成するとともに、「権利擁護・市民後見センター「らいと」」で法人後見を実施する等により、育成した「市民後見人」に対する活動機会の提供を図ります。また、市民後見人の個人受任による後見活動を支援するための相談・支援体制整備、賠償責任保険の費用負担を行います。	市民後見人養成数(累計) R1 122人 ⇒ R5 145人 社会貢献活動に熱意を抱く市民を対象に市民後見人養成研修を行うことにより、成年後見制度の担い手や理解者を増やすことにつながるため	市民後見人登録者数 122人	権利擁護・市民後見センター及び弁護士会の協力の元、市民後見人個人受任に向けて市民後見推進体制を整備し、充実を図る。
153 高齢者虐待防止に向けた連携の強化	現状維持	地域包括支援センターを中心とした地域レベル・区レベル・市レベルの三層構造の虐待防止システムを、弁護士など専門職と連携を図りながら円滑に運用します。また、高齢者虐待防止について市民周知を図ります。	未設定 数値目標を設定できる性質のものではないため。	適正に実施	権利擁護・市民後見センター、北九州成年後見センター等の関係機関、地域連携ネットワーク(弁護士、司法書士、社会福祉士、精神保健福祉士)との連携強化を図る。
154 高齢者虐待対応職員の質の向上	現状維持	地域包括支援センター職員を中心に、高齢者虐待の対応を行う職員に対し、業務上必要な法的知識や障害分野など高齢者分野以外の虐待対応に必要な知識の習得を図る研修を実施します。	研修開催回数の維持 高齢者虐待対応、権利擁護についての適切な研修を多く実施することにより、実際の対応に必要な知識等を見につけてもらうことにつながるため	研修回数7回(R2) (権利擁護研修:6回 高齢者・障害者研修1回)	虐待対応職員のレベルアップを図るため、引き続き事業を実施する。
155 地域包括支援センターにおける高齢者の権利擁護にかかる業務	現状維持	高齢者の権利侵害の予防や対応、権利行使の支援を専門的に行います。具体的には高齢者虐待の啓発(早期発見・早期対応のための啓発)、高齢者虐待の予防(認知症の行動・心理症状への適切なケア)、高齢者虐待の対応、成年後見制度の活用について、必要な支援や助言を行います。	未設定 成果指標を設定することができない。	適正に実施	多様で複合的な課題を抱える事例に対応するため、地域包括支援センターと連携し、必要な支援や助言を行う。

第2次北九州市いきいき長寿プラン事業調書一覧

取組み名	R3年度以降における事業の方向性	概要	成果指標 (上段)指標名・指標数値 (下段)指標設定の考え方	取組結果 (令和2年度末時点での実績)	今後の方向性・課題など
4 安心して生活できる環境づくり					
156 すこやか住宅の改造助成	現状維持	介護を必要とする高齢者などが居住している住宅を、身体状況に配慮した仕様(段差解消など)に改造する場合に、その費用の全部または一部を助成します。	助成金交付件数(高齢者) 令和元年度 115件 → 令和5年度 126件  介護を必要とする世帯のバリアフリー化改造を促進することが、在宅生活の支援に繋がるため。	助成金交付件数(高齢者) 令和2年度 81件	緊急事態宣言により訪問診断の延期や中止があり、工事件数が減少したが、高齢者の在宅生活を支援するため、引き続き事業を実施していく。
157 すこやか住宅の普及啓発	現状維持	全ての人にとって安全で安心して快適に生活できる仕様を持つ「すこやか住宅」の普及を推進するため、施工業者等向けの研修会や市民向けの情報提供を行います。	未設定  啓発事業や情報提供に目標設定はなじまないため	・令和2年度 研修・セミナー:10回開催 研修会(建築士相談員・施工業者等育成):7回開催 セミナー(市民向け):3回開催 情報誌発行:4,000部	従来実施されてきた各種研修会等開催を基本とするが、新型コロナウイルス感染拡大防止を考慮し、研修会代替えのYouTube配信、情報誌やチラシ等で施工業者等や市民へ情報提供を行う。
158 サービス付き高齢者向け住宅の普及	現状維持	高齢者単身・夫婦世帯が安心して居住できる住まいで、住宅としての居室の広さや設備、バリアフリーといったハード面の条件を備えるとともに、高齢者を支援する安否確認や生活相談などのサービスを備えた「サービス付き高齢者向け住宅」の登録を行い、事業者へ指導・監督を行います。	【サービス付き高齢者向け住宅の累計登録戸数】 令和元年度:1,455戸→令和5年度:約2,600戸  平成30年4月に策定した「北九州市高齢者居住安定確保計画(第2期)」の成果指標による。	・令和2年度 サービス付き高齢者向け住宅の新規登録がなく、登録戸数は1,455戸のまま変わらなかった。	成果指標の達成は難しい状況であるが、国の補助制度や税制の優遇措置等の活用により、サービス付き高齢者向け住宅の供給が促進されるよう、引き続き事業者に向けて情報提供を行っていく。
159 高齢者向け優良賃貸住宅の供給支援	現状維持	バリアフリーで緊急通報装置等を備えた良質な民間賃貸住宅への入居者に対して家賃補助を行うことで、入居を促進し、民間事業者による供給を支援します。	高齢者向け優良賃貸住宅の入居率 R1年度88% → R5年度88%  住宅セーフティネット機能の充実を図るとともに、コミュニティの形成や高品質の安定供給を維持するため、R1年度の入居率88%を指標数値として継続するもの。	・令和2年度 入居率88%	コミュニティの形成や高品質の安定供給の観点から、指標の設定は入居率88%を維持する。
160 高齢者の民間賃貸住宅への円滑な入居支援	現状維持	市、不動産関係団体、居住支援団体が連携して設置した「北九州市居住支援協議会」において、高齢者や障害者等の民間賃貸住宅への円滑な入居の支援等に関する協議を行うとともに、「高齢者・障害者住まい探しの協力店制度」の紹介や、「住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録制度」等の情報提供を行います。	協議会と幹事会の開催回数 令和元年度2回 → 令和5年度まで2回/年  協議会を年1回開催、協議会を補佐する(具体的な議論を進める)幹事会を随時開催することで、円滑な入居を支援するため。	令和2年度は協議会と幹事会を各1回開催し、高齢者や障害者などの居住支援について検討を行った。	引き続き不動産関係団体等と連携し、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居促進を図る。
161 空き家における高齢化対応に資する住宅改修の費用補助	現状維持	良質な住宅ストックの形成と活用を促進し、空き家の増加を抑制するため、耐震性能を有する(又は耐震改修工事を行う)既存住宅(改修済物件含む)を購入・賃借又は相続(生前贈与含む)した方を対象に、自ら居住するためのエコや子育て・高齢化対応に資する改修工事に対して、その費用の一部を補助するもの。	【補助金交付申請件数】 令和元年度:32件→令和5年度:100件(毎年度100件)  補助金交付申請件数を成果の指標とするもの	令和2年度補助金交付申請件数:100件	引き続き事業を推進していく。
162 市営住宅におけるバリアフリー化の推進	現状維持	市営住宅の建替等においては、すべての住戸で、手すりの設置等、高齢者などに配慮した『すこやか仕様』(バリアフリー化)の住宅を供給します。また、既設市営住宅の一部において、床段差の解消、手すりの設置、浅型の浴槽の設置等、高齢者などに配慮した仕様への内部改善工事を行い、既存ストックの有効活用を図ります。	総管理戸数に占めるバリアフリー住戸の割合 令和元年度36% → R5年度40%  前計画において年1%ずつの目標値増加を達成できたため、引き続き年1%ずつの目標値増加を設定するもの。	令和2年度:37% バリアフリー住戸の供給率目標を達成することができた。	市営住宅のバリアフリー化について、引き続き計画的に取り組んでいく。
163 市営住宅定期募集における住宅困窮者募集(高齢者枠)の実施	現状維持	住宅困窮度の高い高齢者の生活基盤の安定を図るため、市営住宅の入居者募集の際、一般募集とは別枠を設け、点数選考による高齢者の優先入居を実施します。(なお、住宅困窮者募集には、障害者、母子・父子、多子世帯を対象にした募集枠も設けます。)	住宅困窮者募集戸数(重複募集戸数) R元年度565戸 → R5年度まで500戸/年  優先的に募集枠を確保することで、入居機会を高めることができるため、これまでの指標数値を継続するもの。	市営住宅の定期募集において、特に住宅困窮度が高いとされる方(高齢者、障害者、母子、父子世帯、多子世帯)に対し、一般募集とは別に募集枠を確保することにより、入居選考において優先的な取扱いを実施し、入居に結びつけることが出来た。 令和2年度実績 住宅困窮者募集 実募集戸数445戸。 (重複募集戸数706戸 うち年長者募集320戸 募集倍率4.9倍)	今後も高齢者をはじめとする、特に住宅に困窮する市営住宅入居希望者の選考における優先的な取扱いを継続して実施していく。
164 小型車両を活用したお買い物バスの運行	拡大	大型バスが運行できない高台地区等に住む高齢者等の買い物や病院に行くための「生活の足」の確保を目的に、乗車定員10人以下の小型車両を活用して、「お買い物バス」を運行します。	未設定  お買い物バスは、乗合バスとして運行するものであり、利用対象が不特定多数であること、目標達成と判断するための基準が設定しづらい等の理由から目標値の設定が難しいため	令和2年度に2コースの運行を開始した。	令和3年度も4月までに2コースの運行を開始しており、その他のエリアへの運行拡大に向けても準備を進めている。
165 心のバリアフリーへの理解促進	現状維持	高齢者を含めた誰もが住み慣れた家庭や地域で安心して快適に生活できる「人にやさしいまち」を実現するため、年齢や障害の有無などの違いを相互に理解し、尊重しあう「心のバリアフリー」を推進するための啓発事業や情報提供を行います。	未設定  啓発事業や情報提供に目標設定はなじまないため	11/1(日)～11/15(月)をバリアフリーウィーク期間とし、様々なバリアフリーに関する啓発事業を実施し、そのPRを行った。 全事業 9事業 参加者 231,887人	これまでの事業実施の内容や成果についての検証を行いながら、人にやさしいまちづくりを推進する事業を行いたい。



第2次北九州市いきいき長寿プラン事業調書一覧

取組み名	R3年度以降における事業の方向性	概要	成果指標 (上段)指標名・指標数値 (下段)指標設定の考え方	取組結果 (令和2年度末時点での実績)	今後の方向性・課題など
166 シルバーひまわりサービスによる外出支援	現状維持	外出することが困難な高齢者の日常的な外出を支援するとともに、市民参加によるボランティア活動を推進するため、北九州社会福祉協議会と労働団体、行政が連携してボランティアによる送迎サービスに取り組みます。	未設定 社協が実施しているサービスであり、目標値の設定は難しい	令和2年度利用件数 2,269件	運転ボランティアの高齢化が進んでいるため、新規活動登録の働きかけなど、ボランティアの掘り起しが課題である。
167 買い物応援ネットワークの推進	現状維持	地域住民が主体となった送迎や朝市、移動販売など買い物支援などの取組みを通じて、地域住民と事業者や支援者をつなぐネットワークの強化を図り、安心して買い物できる地域づくりを進めます。	未設定 地域住民が主体となって進める取組みのため、数値的な指標設定は難しい。	いのちをつなぐネットワーク推進会議は新型コロナウイルス感染症の影響により中止。地域協働による買い物支援のフォローアップとしてコーディネーターを9地域に12回派遣した。	新型コロナウイルス感染症の影響により中止・休止している取組みがある一方、事業者が新たに移動販売等の業態を始めるなど、地域の実情が変化している。コーディネーターを通して実態把握を行い、今後の方向性について検討していく。
168 スポーツ施設のユニバーサルデザイン化	現状維持	子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、あらゆる世代の誰もが気軽に、安全・安心にスポーツ施設を利用できるよう、計画的なユニバーサルデザイン化に取り組みます。	改修を行う施設数：1施設/年 限られた予算のなか、ユニバーサルデザイン化を進めるため、毎年1施設は改修を行い、継続的に取り組んでいくため。	令和2年度：2施設 黒崎体育館及び北九州市民球場の一部の便器を和式から洋式に改修。	本市のスポーツ施設については、障害者や高齢者など、誰もが気軽に利用できるように、利用者の意見を伺いながら、その時々ニーズにあった設備改修を進める。
169 歩行空間のバリアフリー化	現状維持	高齢者や障害のある人など、あらゆる人が安全に快適に活動できるよう、歩道の新設や拡幅、段差の解消、さらには視覚障害者誘導用ブロックの設置など、歩行空間のバリアフリー化に取り組みます。	特定道路のバリアフリー整備延長 令和元年度 93% → 令和5年度 99% 特定道路の歩行空間のバリアフリー化を進めるため。	令和2年度の特定道路のバリアフリーの整備状況 94% (整備延長18.6km/総延長19.7km)	今後も引き続き、特定旅客施設、特定路外駐車場や主な福祉施設等を結ぶ主要な道路で、高齢者や障害者等の移動が通常徒歩で行われる道路を特定道路として指定し、歩道の新設や拡幅、段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置など、歩行空間のバリアフリー化を進め、令和5年度の目標達成を目指す。
170 地域に役立つ公園づくり	現状維持	身近な公園の再整備について、小学校区単位で開催するワークショップで計画段階から地域住民の意見を聴き、地域ニーズを反映した整備を行うことで、これまで以上に利用される公園を目指します。	未設定 地域団体の協力による校区選定であるため指標設定は難しい	関心のある地域団体に意向確認を行い、2校区でワークショップを開催できた。	地域団体の参加者が高齢者に偏る傾向があるため、多世代の参加者を募るとともに、小学生アンケート等を実施する。
171 JR既存駅のバリアフリー化	拡大	高齢者、障害のある人などがJR駅を利用する際の利便性及び安全性の向上のため、既存駅舎内のエレベーターの設置を支援するなど、今後も継続してバリアフリー化に取り組みます。	バリアフリー化整備完了駅数 ※目標数値設定なし 市内のJR駅のうち、国が定める「移動等円滑化の促進に関する基本方針」の対象となる1日当たりの利用者3千人以上の駅(17駅)については、整備中の駅も含め、バリアフリー化(段差解消やホーム転落防止内方線の整備)が概ね完了しています。 今後は、「バリアフリー化整備完了駅数」を指標とし、鹿児島本線、日豊本線に次いで利用者数の多い若松線のバリアフリー化を進めていきます。	・内方線付点状ブロックを設置した。 市内28駅中21駅完了(改修中含む) 令和2年度 鹿児島本線(陣原駅、スペースワールド駅)	令和3年度予定 若松線(若松駅) 列車接近表示器等の設置 若松線(本城駅) 内方線付点状ブロック設置
172 超低床式乗合バスの導入	現状維持	高齢者、障害のある人などが路線バスを利用する際の利便性及び安全性の向上のため、市営バスや民間バスにノンステップバス等の低床式バスの導入を促進します。	○建築都市局：バス事業者のノンステップバス等の導入台数 ※目標数値設定なし ○交通局：老朽化したバス車両を、随時低床車両に更新 ○建築都市局：市内を走行する超低床式乗合バスの台数を増やすため一部補助を行い、導入台数を指標とします。 ○交通局：経費の抑制を図るため、老朽化したバス車両を低床の中古バス車両等に更新し、低床車両の導入を促進するため。 導入台数については、経営状況等を踏まえながら各年度の方針を立てるため、具体的な目標値の設定は控えたい。	(建築都市局) 令和2年度は助成なし。 (交通局) ・H30年度 2台 ・R1年度 0台 ・R2年度 3台	事業主体に対する側面支援によって低床式バスの導入を促進する。
173 高齢者モビリティ・マネジメント	現状維持	モビリティマネジメントは、公共交通利用のメリット、地球温暖化問題に関する「動機付け資料」等を用いて、一人一人の移動が、社会的にも個人的にも望ましい方向に自発的に変化することを促すコミュニケーションを中心とした交通施策であり、地球環境に優しい交通行動への意識改革を図る取り組みです。高齢者を対象にモビリティマネジメントを行うことで、公共交通への利用転換を図ると共に、外出の機会や、コミュニケーションの機会の増加を図ります。	未設定 需要に応じて出前講演等にて周知しており、特に指標は定めていない。	高齢者の公共交通利用促進について、講習会を3回実施した。	今後も継続して講習会を実施する。
174 おでかけ交通の運行の支援	現状維持	一定の人口が集積する公共交通空白地区において、地域住民の日常生活や外出を支援する生活交通の確保を目的として、地域・交通事業者・市の連携により、一定の採算性の確保を前提にタクシー事業者がジャンボタクシー等を運行します。	未設定 おでかけ交通事業は、地域・交通事業者が主体となって取り組む事業であり、市は運輸局や既存の交通事業者など、関係機関との調整や運営委員会の事務局、PR活動等の支援、車両調達等の費用及び運行に要する費用の一部に対する助成などの側面支援を行うため、目標の設定になじまない。	事業主体に対する側面支援によって運行を維持継続した。 南丘校区と志井校区に自由経路型(デマンド)を導入した。	自由経路型(デマンド)の新規導入を行う。 「黒土基金」を活用したおでかけ交通の定期券、回数券への割引支援を行う。
175 バス事業者の車両小型化による路線維持支援	拡大	バス路線の廃止予防等のため、バス事業者が車両小型化による路線の維持に対し支援します。	未設定 事業主体に対する側面支援のため、目標の設定になじまない。	交通局5地区、西鉄バス1地区の計6地区に支援した。	事業主体に対する側面支援によって運行を維持継続する。

第2次北九州市いきいき長寿プラン事業調書一覧

取組み名	R3年度以降における事業の方向性	概要	成果指標 (上段)指標名・指標数値 (下段)指標設定の考え方	取組結果 (令和2年度末時点での実績)	今後の方向性・課題など	
176	バリアフリー法等に基づく建築物の審査・検査の実施	現状維持	高齢者、障害のある人をはじめすべての人が社会、文化、経済その他の分野の活動に自らの意思で参加できる社会を形成するため、バリアフリー法及び福岡県福祉のまちづくり条例に基づく特別特定建築物等に係る審査、検査を実施します。	未設定 申請されたものを審査、検査するものなので、目標値設定はできない。	令和2年度申請件数 4件 バリアフリー法、福岡県福祉のまちづくり条例に適合した特別特定建築物等の普及。特別特定建築物等の整備により、建築物のバリアフリー化を促進する。	
177	市営バスのふれあい定期の発行	拡大	高齢者の外出支援を図るため、年齢が75歳以上の人を対象に、北九州市営バス路線のうち、北九州市内であれば乗り降り自由の高割引定期券「ふれあい定期」を発売します。また、運転免許証を自主返納し、且つ運転経歴証明書の交付を受けてから1年以内の75歳以上の人を対象に「ふれあい定期」料金の割引をします。	・高齢者の運転免許証自主返納者数の増加 ・目標値未設定 ・従来からの「ふれあい定期」による高齢者支援に加え、運転免許証を自主返納した高齢者への「ふれあい定期」料金の割引制度は、高齢者による交通事故の抑制及び運転免許証返納後の高齢者の移動手段の確保を目標としているため。 ・高齢者の運転免許証自主返納者に対する対策については、市民文化スポーツ局安全・安心推進部において、市全体の施策調整を行っており、交通局単独で目標値を設定することが困難であるため。	令和2年度 運転免許証自主返納者に対する割引制度(平成29年12月導入)による「ふれあい定期」購入者数は66人である。	今後も、チラシ配布、ポスター掲示、ホームページへの掲載などの広報活動を強化しながら、高齢者の運転免許証の返納数の増加を図りたい。
178	福祉避難所の早期開設等の検討や費用負担水準の見直し	拡大	令和2年の台風10号の経験を踏まえ、これまで取り組んできた福祉避難所協定施設の増加に加え、予定避難所からの二次避難を要しない福祉避難所の開設・受け入れ方法や、協定施設に対する適正な費用負担水準について検討します。	未設定 費用負担の見直しや受け入れ方法の検討のため、数値目標の設定は難しい。	本プラン新規掲載事業のため実績なし。	福祉避難所開設に係る費用負担水準の見直しは令和3年度中に実施予定。開設時に、1次避難所を経ずとも福祉避難所に直接避難出来るよう、事前マッチングを進めていく。
179	「終活」に関する相談と支援	拡大	北九州市社会福祉協議会が取り組む「終活」の相談を通して、ニーズの把握に努め、支援策の具体化を目指します。	未設定 社協での試行実施のため。	社協終活相談件数 令和2年12月から令和3年3月 7人	高齢者が安心して生活を送れるよう、引き続き「終活相談」事業を継続するとともに、高齢者のニーズの把握に努める。
180	あんしん情報セットの普及	現状維持	万一の緊急時に備え、一人暮らしの高齢者等が、あらかじめ緊急時に必要な情報(緊急連絡先、かかりつけ医の医療情報)を集約保管しておく「あんしん情報セット」の普及を図ります。	未設定 各区の推進協や民生委員を通して配布されており、特に目標値の設定は難しい。	各区の推進協や民生委員を通して配布した。 【配布数】 令和2年度:770個	引き続き継続していく
181	福祉避難所の設置	拡大	災害時の避難に際して、高齢者や障害のある人等が良好な生活環境を確保できるよう、老人福祉施設等を有する社会福祉法人等と協力協定を締結し、福祉避難所を設置します。	【福祉避難所協定施設数】令和2年度末 82施設 → 令和5年度末 88施設 福祉避難所の「量的な確保」の指標として、協定施設数を成果指標とする。	令和2年度:82施設	未協定の社会福祉施設等に働きかけ、災害時の福祉避難所の協定締結を進めていく。
182	避難行動要支援者避難支援のための仕組みづくり	現状維持	土砂災害や河川氾濫などの災害が発生したときに自力で避難することが困難な高齢者や障害のある方(避難行動要支援者)を名簿に登録・作成し、平常時から自治会(市民防災会)などに名簿を提供することで、地域における避難支援の仕組みづくりを促進します。	避難支援個別計画の作成割合 令和元年度(1月末時点):30.7% → 令和5年度:70% 当該事業は、平常時から自治会などに避難行動要支援者名簿を提供することで、地域における避難支援の仕組みづくりを促進するものである。災害時に、実行性のある避難支援がなされるよう、名簿に掲載された方の一人ひとりの具体的な避難計画である「避難支援個別計画」の作成割合を指標とする。	事業対象者の新規抽出を行うとともに、DM等による調査を行い、避難行動要支援者名簿を更新しました。自治会(市民防災会)等から地域による避難支援の仕組みづくりについて、助言を求められた際、市がその都度助言しました。 個別計画作成数:278 個別計画進捗割合37.6%	今年度、災害対策基本法の改正により、個別計画の策定が努力義務化された。また、個別計画の策定にあたっては、福祉専門職等との連携を図ることが有効とされていることから、自治会(市民防災会)、福祉専門職等と連携し、個別計画の策定を行う。
183	地区防災計画の策定の推進	現状維持	地域の防災ネットワーク構築に向け、自治会、民生委員、PTA、外国人、障害のある人、大学生、企業、NPO、子育て世帯など、地域の多種多様な住民が参加する住民主体の地区Bousai会議を設置し、当該地区における地区防災計画の策定を目指します。また、地域防災力をより高めるため、校区単位だけでなく、その他の単位(マンション、町内会等)での地区防災計画の策定を推進していきます。	地区防災計画策定数 R1:29地域 → R5:74地域 地域が一体となって取り組んだ成果として、地区防災計画の作成地域数を指標とする。 45地域=(5校区+10地域)/年×3年	新型コロナウイルス感染症により、例年のように地域住民への声掛けを行い、地区Bousai会議を開催することが困難であった。しかし、感染症の流行状況が緩やかになった際に、少人数での会議開催やオンラインを活用した会議の開催を行った。 【成果指標(実績)】 平成27年度:4校区、平成28年度:3校区、平成29年度:7校区、平成30年度:9校区、平成31年度:6校区、令和2年度:2地域(2地区)	地域防災力の向上をより図るため、小学校区単位での地区防災計画の策定支援と並行して、その他の単位(マンション、町内会等)での計画の策定支援強化を行う。
184	高齢者向け交通安全の推進	現状維持	高齢者が交通事故の被害者にも加害者にもならないよう四季の交通安全運動を中心とした広報啓発活動や、運転免許証自主返納支援事業の実施、また、高齢者運転シミュレーターや歩行シミュレーター等を活用した参加・体験型の交通安全教育を推進することにより、高齢者の交通安全意識の高揚、浸透を図ります。	令和元年 高齢者交通事故発生件数・1,854件 令和5年 高齢者交通事故発生件数・1,480件 ※交通事故発生件数は、警察統計のため暦年 過去10年間における高齢者交通事故発生件数の平均減少率が4.25%であるため、令和元年から毎年4.25%減少すると仮定したもの。	令和2年 高齢者交通事故発生件数・1,582件 ※交通事故発生件数は、警察統計のため暦年	今後も警察や関係機関・団体等と連携しながら、広報啓発活動や交通安全教育を実施し、高齢者の交通事故防止に努める。
185	高齢者の犯罪被害防止に向けた出前講演の実施	現状維持	高齢者の犯罪被害防止を目的とした出前講演等を行い、高齢者の被害未然防止につなげます。	高齢者の犯罪被害防止を推進するための出前講演数 令和元年度5回 → 令和5年度10回 高齢者の防犯意識や危険回避能力の向上を図るために実施した出前講演数を活動指標とするもの。	高齢者の犯罪被害防止を推進するための出前講演については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により応募がなかったため、実施できなかった。	指標達成に向け、引き続き市ホームページへの掲載等を通じた講座の周知に取組む。

第2次北九州市いきいき長寿プラン事業調書一覧

取組み名	R3年度以降における事業の方向性	概要	成果指標 (上段)指標名・指標数値 (下段)指標設定の考え方	取組結果 (令和2年度末時点での実績)	今後の方向性・課題など
186 高齢者に対する消費者被害防止の啓発	現状維持	高齢者が消費者被害に遭わず、安心して生活できるよう、高齢者への啓発を行うとともに、民生委員や介護事業者など高齢者を見守っている人に対して啓発講座を行うほか、介護事業者などに対して消費者被害の情報をメールで配信し、高齢者の被害未然防止につなげます。	啓発講座(高齢者対象)の受講者数 令和元年度:988人 → 令和5年度:3,000人 高齢者及び民生委員、介護事業者への直接的な情報提供に繋がる啓発講座は非常に有効な事業であるため、その受講者数を成果指標とするもの。	11回開催で262人の参加者があり、9%の達成率だった。	悪質商法のターゲットになりやすい高齢者を中心に消費者被害を未然に防止するための啓発活動は必要不可欠と考えている。新型コロナウイルス感染症の影響で講座の開催ができにくい状況が続いており、どのような形で啓発活動を続けていくかが課題になっている。
187 高齢者の住宅防火対策の推進	現状維持	住宅火災による高齢者の焼死事故を防ぐため、各種媒体や行事等あらゆる機会を通して住宅からの出火防止のための広報を行います。また、高齢者宅の訪問活動を行い、設置義務化から10年以上が経過した住宅用火災警報器の交換と定期的な点検・清掃について啓発を強化していくなど、高齢者世帯等を中心とした住宅防火対策を積極的に推進します。	住宅用火災警報器の設置率(基準値は、毎年度算出される全国の平均設置率) 令和元年度の設置率85%(全国平均82.6%) → 令和5年度の全国平均の設置率以上 住宅用火災警報器の設置率向上により、住宅火災における一定の被害軽減につながるものと考えられるため。	令和2年度 令和2年7月1日時点の全国の平均設置率は82.6%であるのに対し、北九州市の設置率は85%で、指標数値を上回った。	火災の被害にあう可能性が高い高齢者等のいる世帯を中心とした訪問活動を継続するとともに、住宅用火災警報器の設置促進や定期的な点検・清掃、交換などの維持管理を推進する。また、無線式運動型等の住宅用火災警報器の普及を進める。
188 福祉施設等の防火安全対策の推進	現状維持	高齢者等の自力避難困難者が入所する社会福祉施設の消防用設備等の設置や維持管理状況等の不備事項を査察で把握し、是正指導を行います。また、施設関係者に消防関係法令を遵守させ、防火安全対策を徹底し、安全で安心した住みよい環境づくりを推進します。	社会福祉関連施設に関する査察件数 消防法に基づき実施している査察は、必要に応じて実施するものであることから、数値目標の設定は、未設定とするもの。	令和2年度における福祉関連施設(老人ホームや老人デイサービスなど)の査察件数:125件 ※新型コロナウイルス感染症拡大に伴い対面指導が困難な施設に対しての文書等による指導は、査察件数には含まれないもの。	9月の高齢者・障害者等防火安全 協調月間に併せて集中的な査察を実施し、施設関係者の防火・防災意識の高揚に努める。また、消防法令違反のある施設に対して、早期改善を図るため継続的な是正指導を行う。
189 福祉・医療関係者向け高齢者の応急手当講座の実施	現状維持	突然の病気や怪我等により傷病者が発生した場合に、傷病者のそばにいる市民が適切な応急手当を行うことで、傷病者の救命効果は向上します。そのため、消防局では応急手当普及啓発事業を行っており、特に高齢者の安全と安心を確立するため、現に就業しているホームヘルパーなどに対して、応急手当講習を実施します。	福祉関係者及び病院関係者(非医療従事者)の受講者数 令和元年度:1618人 → 令和5年度:現状維持 高齢者と接する機会が多い福祉関係者及び病院関係者(非医療従事者)が一定の頻度で応急手当講習を受講することで、救命率の向上が期待できるため。	福祉関係者及び病院関係者(非医療従事者)の受講者数 令和2年度:144人 令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、一定の期間、応急手当講習を中止したため、前年度と比較して受講者数が減少した。 ※①令和2年2月27日から6月30日までの間 ②令和3年1月15日から3月7日までの間 上記の間、応急手当講習を中止	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を見据えながら、感染防止対策に十分留意したうえで、講習を実施し、受講者数の増加を図る。
190 高齢者に対する予防救急の普及啓発	現状維持	救急隊が出動した事案を集計・調査・分析し、家庭内やその周辺で高齢者が負傷した事故の傾向や注意すべき箇所等をまとめた「転ばぬ先の知恵～家庭内における高齢者の事故防止対策～」を作成します。各種講習の資料として使用するほか、ホームページで情報提供を行うなど、高齢者が家庭内などで負傷する事故の未然防止を推進します。	未設定 普及啓発は数値で測ることができないため、指標を設定することができない。	「転ばぬ先の知恵～家庭内における高齢者の事故防止対策～」の冊子を作成し、市内にある区役所や様々なイベントや講習会での配布を行い、事故防止について注意喚起を行った。	新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した「新しい生活様式」を踏まえ、熱中症やヒートショックについての内容を検討していきたい。
191 介護分野におけるロボット技術等の開発・改良	拡大	介護の「遠隔・非接触」及び「自動化」を推進することで感染症予防に資する介護の実現に取り組むとともに、介護現場のニーズに沿ったロボット技術等の開発・改良を総合的に実施します。	未設定 本事業は、介護現場のニーズや課題解決に資するロボットの開発・改良のみならず、職場改善の取組により、介護現場における介護の質の維持・向上、職員負担軽減及び生産性の向上を図ることを目指すものであり、指標の設定にはなじまない。	介護現場のニーズや課題解決に資するロボット技術等の開発を4件行い、介護現場における介護の質の維持・向上、職員負担軽減及び生産性の向上に資する取組を行った。	介護現場が開発メーカーと連携して介護ロボット等を導入することを支援強化するため、開発メーカー等とのネットワークを構築し、介護ロボット等の開発・改良支援を行う。
192 健康・生活産業の創出支援	現状維持	健康・女性・若者・子育て・教育など、市民の健康で快適な生活につながる新しいサービス(健康・生活支援サービス)の創出を支援し、健康に関するイベントの開催を行います。	健康・生活支援分野における新サービスの創出数:R3～R5の期間で累計9件 市民の健康づくりや生活の質の向上に貢献する新たなサービスの創出数を成果指標とするもの。	令和2年度分については実施なし	これまでの実施事業の内容や成果についての検証を行いながら、健康・生活サービス産業の創出を図る事業を行いたい。